

農業村落社会の論理構造

余 田 博 通

目 次

第一部	村落共同体の理論
第一章	日本の村落研究上の二つの立場
第二章	「自然村」の理論
第二部	農業村落社会の構造
第三章	村落における諸集団
第四章	村落の一体性の基礎 — 村落共同態 —
第五章	村落共同体
第六章	村落の階層・階級構成

第 I 部 村落共同体の理論

第一章 日本の村落研究上の二つの立場

日本の村落の大部分は、極めて古い歴史を有し、歴史的に形成されてきた。それらは現在「部落」とよばれる。明治時代の初期以前は、それらの内の多くのものが「村」とよばれた。そして明治中期以後は、幾つかの「村」が合併されて新しい行政村としての「村」が作られた。われわれの研究対象は、一般的には明治以前「村」であり、現在「部落」とよばれているものである。

村は、一方では行政上の末端組織であったと同時に地方住民の自治組織でもあった。村は境界によって区切られた領域を有し、住民の生活共同体をなしており、村はそれ自身が一体であった。すなわち、村は「村落共同体」であった。現在においても、村のこの性質は根強く残っている。

さて、このような村の構造を明らかにしてきたこれまでの社会学的研究には、大別して二つの立場があった。二つの立場に共通な点は、村の構成単位を「家」と考える点である。「家」とは何か？「家」は単なる家族ではない。「家」とは伝統的な「家」制度を有する家族である。すなわち、そ

れは家族生活の統率者として家長をもち、その家族員はそれぞれの位座を有し、彼等の間にある伝統的な秩序を守り、全体として一体をなしている。それは家産を有しており、そしてまた家長を中心に行なう「家」の職業をもっていた。その家族員は、自分の世代のみならず、先祖から子々孫々に至るまで存続し繁栄することを願うところの世代を超えた一体感を有しており、その表現として、祖先祭祀を重要な行事と考える。家産もまた、世代を超えて所有し続けられるものと考えられている。祖先祭祀の権利義務を含んだ家長権すなわち「家督」と家産の一子（多くの場合長男）への相続は、「家」の存続にとって極めて重要なことである。「家」とは、このような伝統的な制度と規範を有する家族である。

村落研究の一つの立場は、このような「家」の連合を村落と考える立場である。有賀喜左衛門博士は次の如く云った。『「家」連合は、日本社会で一つの生活単位としての特殊な役割を担う『家』が、他の『家』と生活上の種々の契機について結合している共同関係をさす¹⁾。』「家のいろいろの条件における結びつきが村となって行く点を見ないと日本の村落共同体はわからない²⁾。」と。しかしここに一つの重要な問題点がある。

「家」連合が村落であると考えれば、具体的には多くの条件の下に多くの「家」の結合が存在するから、村と考えられるものが多数存在することになり、どれが本来の村か判別に苦しむことになる。故に、「家」連合が村落であるという考え方は、そのままでは村落研究の方法としては適当ではない。逆に、村落は「家」連合であるという考え方に立たなければならない。これは、村落研究のいま一つの方法につながる考え方である。

村落は前述のごとく、それ自身が一体であり社会的統一性を有している。村落とはいかなる社会

であるかという問題を研究しようとする時、最も重要な点は、この社会的統一性が何故存続しているか、それは何を基礎としているか、という点である。換言すれば、いかなる種類の、またいかなる性質の「家」連合が村落を形成しているかが問題である。村落内には、部分的に社会的統一性を有する「家」連合が幾つか存在すると思われるが、村落の社会的統一性は、部分的な統一性ではなく、村落が有する全体としての社会的統一性であり、これがいかなる「家」連合に基礎づけられているか、またそれらが何を基礎としているかが問われなければならない。

日本の村落をこのような考え方で研究しようとしたのは、故鈴木栄太郎博士であり、彼の「自然村」の理論は村落研究の方法論として高く評価されなければならない。以下に述べる私の見解は、基本的には、この「自然村」の理論の検討によって生じた幾つかの問題を、日本の村落の調査によって明らかにしようとした研究によるものである。したがって、まず「自然村」の理論を次に要約しておこう。

第二章 「自然村」の理論

鈴木栄太郎博士は、社会を形態的に分類して、社会集団・社会関係・社会圏とする。社会集団は、「組織的集団すなわち団体を含むこと勿論であるが、組織化の様々の段階を含む³⁾」。社会関係は、「個人間の社会結合の関係」であり、個人間の社会関係⁴⁾あるいは社会過程⁵⁾とよばれる。社会圏は「社会集団の成立の可能性が比較的多いと思われる、……想定的関係圏⁶⁾」である。これらの「三種の社会が、具体的に組立てている関係構造を社会構造⁷⁾」とよぶ。そして彼は、日本の農村の社会構造を次の如く考える。まず、日本の農村における社会集団は次の10種類に分けられる。行政的地域集団、氏子集団、檀徒集団、講中集団、近隣集団、経済的集団、官制的集団、血縁的集団、特殊共同利害集団、階級的集団。社会関係としては、貸借、贈答、援助、協力、労力交換、輪番制度、招宴、庇護等の諸関係がある。社会圏の主なるものは、売買共同圏、通婚圏、文化圏である。

日本の村は、諸社会集団の累積体であり、そこにはまた諸社会関係が堆積するのであるが、しかしそれは単なる累積体ではなくて、全体として、

一つの統一体である。それでは、村を統一せしめるものは何か？ それは社会集団が累積し、社会関係が堆積しているという事情ではなくて、精神である。村は精神によって統一されると説明されるのであって、村の構造に関しては、「構造原理としての社会形象⁸⁾」が重視される。

私は、以上の鈴木博士の見解を分析することによって、村の社会的統一性とは何を意味するかという点をさらに明らかにしたい。それは社会的自足性と自主自律性という集団の性質、換言すれば、自足的求心的結合性と自律的拘束性である。この社会的統一性を生ぜしめるところの精神とは何か？ それを作用と考え、一方では社会意識の自足的作用、他方では社会意識の自律的作用、私の言葉で云えば、共同態志向作用と共同態規制(の)作用である。両者の内、後者が特に強調され、以下の如く表現されている。

「個人の意識内において、個人的自我意識に対立する社会環境の規範意識」、「諸種の生活形式に支配的に存する生活原理」、「体系的な行動原理」、「共同態成員の生活規範」、「共同態の秩序の根源」等である。

この精神と村の社会的統一性との関係についていえば、社会意識の自足的作用の自然の結果として、集団や社会関係の比較的独立的封鎖的な状態が現われ、集団の累積や社会関係の堆積が現われる。以上のことを前提として、この社会的結塊を形成せしめるところの社会意識に付着している自主自律的作用が働き、それが集団の構成員の意志を制御し、かつまたその社会過程を一定の方向に指導する。このようにして村の自律的拘束性が現われる。このような関連において、村落共同体規制が成立し、それが村の慣行や制度となる。これは制裁をとまうが、そのためには制裁の実行の組織が成立する。これが精神を存続せしめると考えられている。

さらに鈴木博士は次の如く述べる。上述の精神がそこから生じるところの基礎は、村が経済的、文化的その他あらゆる面において自給自足的であることである。すなわち、村の社会的統一性の基礎は村の社会的文化的自給自足性である。

村の社会的文化的自給自足性を基礎として、上述の論理を内在するところの自然村という概念を

以下に要約しておく。(1)自然村は集団累積体である。(2)自然村は地縁の結合を基礎としている。それは、近隣集団を基礎としてその上に他の集団が累積するという意味ではなく、累積する諸集団は、すべて地縁の関係によって支えられているという意味である。(3)自然村は行政村に対する概念である。(5)自然村は理念型である。

さて、以下の私の論述に関する限りにおいて、自然村の理論に対する評価と若干の問題点を述べる。(a)自然村という概念は、日本の農村の構造に関する概念である。また、その理論は日本の農村の社会的統一性という集団性を説明するものであり、日本の農村の原型を明らかにしようとするすぐれた業績である。(b)しかしながら、これは極めて一般的かつ抽象的であり、また超歴史的に把握されたものであって、今日あるいは過去の具体的な村落そのものではない。換言すれば、それは過去から今日までの村落に共通の性質、すなわち、その集団性を明らかにしたものと考えられる。したがって、現在の日本の村落の具体的認識という点から考えるならば、これはその研究に関する一つの、しかも最も基本的な方法を示すものと考えられる。(c)そこで、この概念および理論と村落の調査研究との間を橋渡しするところの若干の問題点を設定しておく。まず、自然村は「家」を構成単位とする集団の累積体であるが、村の社会的統一性の基礎になる全村落の規模の集団は、いかなる種類のものか？ 次には、形式的な問題である。集団が累積する時、どの集団が土台になり、その上にどの集団が累積するか？ それらの基礎をなすところの村の社会的文化的自給自足性とは何か？ また、それを基礎として生じる精神＝社会意識の自律的作用＝社会規範とは、具体的には何を意味するか？ またそれらは、歴史的にはどのように変化するのか？

これらの諸問題を念頭において、主として近畿地方の幾つかの村落を調査分析した。この分析過程は重要であるが、紙数の都合で割愛せざるを得ない。ここでは研究結果のみを述べる。それは、農地改革後の1955年頃の数年間の調査と、その後の私の思索によるものである。

第Ⅱ部 農業村落社会の構造

第三章 村落における諸集団

ここでは、私が最も総合的に調査した長谷部落(第1図)を主たる事例として述べる。長谷部落は、以前は長谷村であった。それは、現在、兵庫県宝塚市西谷地区長谷とよばれる山間の村であった。調査時の家数は62戸(内、非農家は10戸)であった。長谷村は、これらの「家」連合である。

種々の「家」連合を検討する場合、「家」の主体すなわち家族員、特に家長が本来もっている親族関係と、「家」の存続の基礎であるところの家産、特に土地所有、および所有する土地の利用と管理に関する関係とが、最も根元的なものである。

日本においては、前者のうち「同族団」が注目せらるべきものである。それは、同一の「本家」(「家」の系譜上の本源を意味する)から分岐した複数の「分家」(分岐した「家」を意味する)が、「本家」を彼らの共同の祖先の「家」と認め、「本家」は「分家」を同一の系譜につながる「家」々であることを認め、あるいは彼等がそのような関係にあると信じている集団である。農業奉公人が、主人の世話で嫁をとり、40才を過ぎる迄の長年の奉公の後、分家させてもらう事例もあるので、彼等の関係は必ずしも血縁上の関係であるとは限らない。

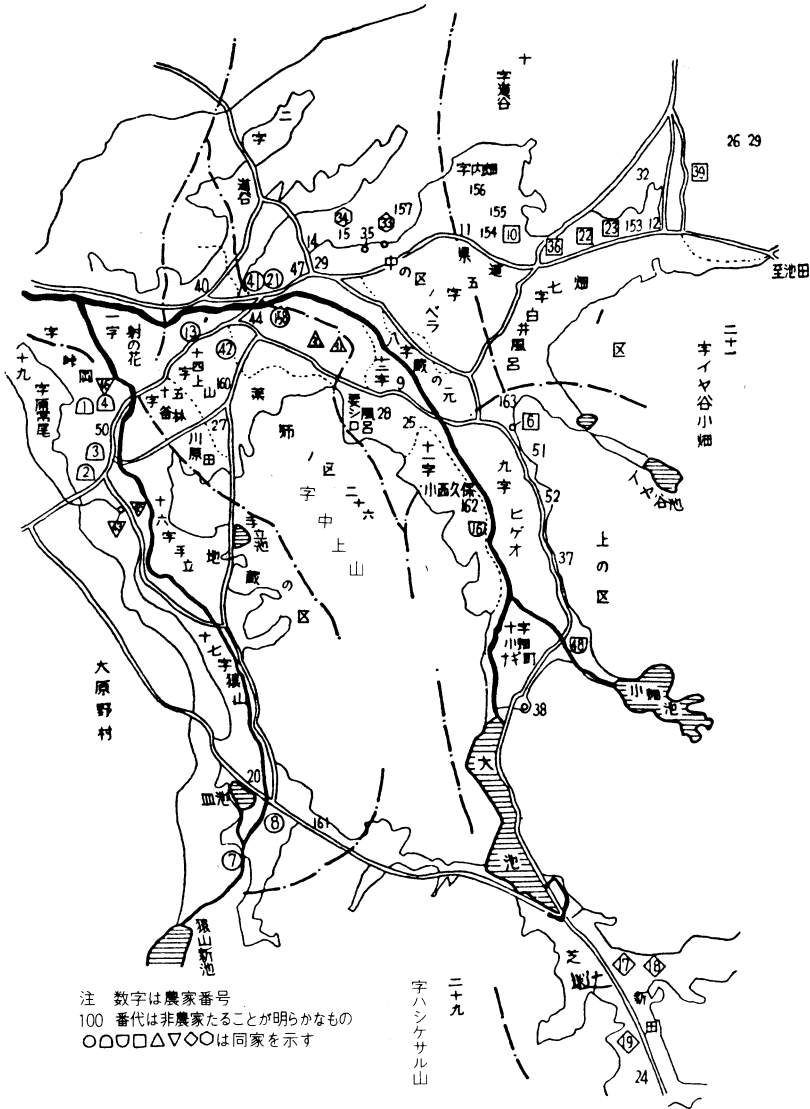
最も根源的ないま一つの関係は、具体的には、家屋、屋敷地、耕地、山林採草地および墓地の所有と利用および管理に関する「家」連合である。「同族団」はまた、この意味での「家」連合である。「本家」は、「分家」を創設する時、「本家」の当然の義務として家産の一部を、特に耕地の一部を分与し、「分家」は足りないものを「本家」から借り、「本家」の庇護の下にあった。「分家」は「本家」に奉仕した。

それら以外に、特定の生産や生活の目的、そしてまた文化的目標を共に志向する機能別「家」連合も存在する。それでは、長谷村における「家」連合について検討しよう。

長谷村には、数種類の「講」とよばれる集団があるが、それらの内に、「墓講」とよぶ集団がある。これは墓地を共同に使用する家々の集団であつ

図1

長谷むら略図



て、8つの「墓講」がそれぞれ墓地を占有している。新しい分家や来住者が墓地を必要とするならば、彼が加入を希望する「墓講」が集会をもつ時に、そのすべての構成員の同意を得なければならない。そして新加入者は、次回の当番をひきうけて「講」の集まりの一切の世話をしなければならない。それは他の種類の「講」に関しても同じである。集会は通常、輪番制の当番の家で行なわれる。「墓講」の行事は次の如くである。毎年8月7日朝8時に、各「家」の家長が墓地に参集して墓掃除をし、

墓に花を手向け、供え物をして一旦帰宅し、昼過ぎに当番の「家」に再び集まり、夕方まで飲食を共にする。葬式は、この「墓講」あるいは複数の「墓講」が結合し、「同行」とよぶ集団を構成して、これによって行なわれる。

この「墓講」の構成について検討すると、次のことを知る。その構成員の多くのもが、血縁上の「本家」と「分家」関係（この村では、この関係にある家を「同家」とよぶ）、あるいは「同族団」の関係にあるもので、「墓講」は彼等を中核とし

て他の「家」を内包している。

この村の北方に位置する丹波地方では「同族団」を「カブ」、「カブウチ」、「カブコウ」或は「先祖講」とよび、これが共同の墓地において、あるいはまたそれとは別に「カブ」によって建てられた「カブ」の神の小祠（高さ約1米）の前で共同の祖先を共同祭祀する。このような場合、村は幾つかの「カブ」の連合の姿をとっている。

「墓講」は、「カブ」の変容したものと考えることができる。長谷村は8つの「カブ」の連合とみることができる。換言すれば、これらは村の部分的集団である。村には、このような部分的集団の幾つかの種類が存在する。農作を祈るために伊勢神宮に参拝するための「伊勢講」、この村の寺の本山である高野山の寺に参るための「高野講」、水難除けの神である金比羅宮に参るための「金比羅講」、民間信仰の1つである庚申信仰のための「庚申講」が、それぞれ3組づつある。また、火災除けの神として有名な京都の愛宕神社に参るための「愛宕講」は4組あり、「念仏講」と「行者講」はそれぞれ1組ある。以上はいずれも宗教的集団であるが、集会をもって親睦を深めることも重要な目的とする。経済的な相互扶助の機能をもつ「頼母子講」は2組ある。これらの「講」の構成員は必ずしも同じではない。

この村は、地域的に六つの地区に分けられ、各地区に存在する「家」々によって6つの地区集団が構成されている。それらの地区および集団は、次の如くよばれる。「地蔵の区」、「薬師の区」、「中の区」、「畑の区」、「上の区」、「芝辻」。これらはまた、村の行政のための地区集団でもある。以上に述べた諸集団（芝辻を除く）の構成メンバーを地区集団別に示したものが第1表である。

この表で判るように、各「講」集団の構成員は、「高野講」を除いて地区集団の構成員と同じではない。したがって、地区集団の構成原理が、「高野講」を除いた他の諸「講」集団の構成に完全に作用していると考えすることはできない。また「墓講」の構成原理が作用しているのでもない。

さて以上の検討と歴史学者のこれまでの一般的な研究を参考にすれば、次の如き歴史的变化を想定することができる。村は、最初には生活共同態としての「同族団」の連合であった。その中から「分

家」が自立の程度を強めるにしたがって村は自立したすべての「家」の連合となり、その中に住居の近隣関係にもとづく地区集団が形成され、「同族団」の日常生活上の相互扶助の機能の大部分は近隣関係に移り、「同族団」それ自身はそれに固有の機能だけを行なうものとなり、遂には祖先の共同祭祀のみを行なう集団となる。この時期に成立する集団は、地区集団の構成原理の作用を受けたと思われる。そしてその後は村の家々の水平的および上下的分化によって、集団の目標は同じであっても集団形態の構成原理は変化してきたと考えられる。村は全体としての一体性を維持するが、その内部においては諸集団の構成原理は多様化し、また事情に応じてそれらを選択しあるいは複合することの可能性が生じたと考えられる。そしてこれらの集団は、歴史的に発生した順序において累積していると私は考える。

それはともかくとして、「家」は自立化して生活共同態としての「同族団」から自由になるに拘らず、何故「家」は分離して独立しないのであろうか？ 今日に至るまで、村は「家」連合として一体性を保っており、また村の人々の和が強調されてきたのは何故であろうか？ その基礎的事情は何であるのか？

率直に言えば、土地の所有と利用にわれわれは注目すべきであると考え。すなわち、山村では山林、平地村では耕地、特に水田、漁村では地先漁場の所有と利用である。長谷村は日本の多くの村と同様に水田と山林に注目すべき村である。

第四章 村落の一体性の基礎—村落共同態

日本の村の一体性を水利の共同によって説明しようとする考えがある。しかしこれには簡単には賛成することができない。何故ならば、単に水利を共同にするという条件ならば、一村のみならず多くの村が水利を共同にする場合もある。例えば、兵庫県の加古川右岸の上部井堰普通水利組合は水利を共同にする16の村落を含んでいる。このような例は多い。また反対に、水利を共同にするため対立が生じることさえある。さらには1つの村が5つ以上の水源をもっている場合もある。上記の16の村落の中の1つである神吉部落は2つの水源をもつ。1つはいうまでもなく加古川の水であるが、他はこの村の北方にある池の水である（後者

表1

行政地区	基 講						伊勢講			高野講			愛宕講			金比羅講			庚申講			念 行 頼母子	農家番号							
	農家番号	道谷の口	道谷の奥	釜床の上	釜床の下	中 井	畑 所	上	A	B	C	A	B	C	A	B	C	D	A	B	C			A	B	C	仏 講	者 講	A	B
蔵の区	1		○						○									○						○	○		○	1		
	2		○						○										○						○	○		○	2	
	3		○						○										○						○	○		○	3	
	4																								○				4	
	7	○																									○	○	7	
	8	○							○							○										○	○	○	8	
	20	○									○									○							○	○	○	20
	43		○							○										○							○	○	○	43
	45		○							○																	○	○	○	45
	46		○							○						○										○	○		○	46
50		○							○						○										○	○		○	50	
薬師の区	13	○							○						○									○	○	○	○	13		
	27				○					○									○						○	○	○	○	27	
	30			○					○						○				○						○	○	○	○	30	
	31			○					○						○					○						○	○	○	31	
	40				○				○						○					○						○	○		40	
	42				○				○						○						○				○	○		○	42	
44				○				○						○						○					○	○		44		
中の区	9								○					○					○					○	○		○	9		
	21	○							○					○					○					○	○		○	21		
	15		○						○					○											○	○		○	15	
	25			○					○					○					○						○	○		○	25	
	28		○						○					○					○						○	○		○	28	
	29		○						○					○					○						○	○		○	29	
	34		○						○					○						○					○	○		○	34	
	35		○						○					○					○						○	○		○	35	
	41	○							○					○					○						○	○		○	41	
	47		○						○					○					○						○	○		○	47	
33				○				○					○					○					○	○		○	○	33		
畑の区	10							○					○					○					○	○	○	○	○	10		
	11							○					○					○					○	○	○	○	○	11		
	12		○						○					○				○					○	○	○	○	○	12		
	22							○					○					○					○	○	○	○	○	22		
	23							○					○					○					○	○	○	○	○	23		
	32		○						○					○					○					○	○	○	○	32		
	36								○					○					○					○	○	○	○	36		
39								○					○					○					○	○			○	37		
上の区	6							○					○					○					○	○	○	○	○	6		
	37							○					○					○					○	○	○	○	○	37		
	38					○			○				○					○					○	○	○	○	○	38		
	48							○					○					○					○	○	○	○	○	48		
	51							○					○					○					○	○	○	○	○	51		
	16							○					○					○						○	○	○	○	16		
52		○						○				○					○					○	○	○	○	○	○	52		

は上記16の村以外の数カ村と神吉村によって利用されているが、神吉部落の水利権は最も弱く、毎年他の部落には米と酒とを年貢として納めなければならない。神吉部落の水田は、これらの2つの水源から用水を供給される2つの地域からなっている。宝塚市小林部落も、武庫川と逆瀬川との2つの水源をもつ部落である。このような場合で

も、村は一体性を保っている。水利の共同ということは、水源の共同ということではない。問題は、農業を営む「家」が強い独立性を持つに至ったにも拘らず、何故水利を共同にしなければならないのか、またその共同がどのような性質のものであるか、である。

日本の農村の「家」の経営耕地は、1ヶ所に集

中した農場の形をとらず数ヶ所に分散していることは周知の事実である。それでは各「家」の水田はどのように分散しているか？ 第1にその分散の範囲は原則として村の領地内に限られている。第2に各「家」の水田は幾つかの「溝がかり田」に分散している。この事実が私の主張の1つの重要な点である。さて、それでは「溝がかり田」とは何か⁹⁾？

水稻生産を行なうところの水田にとって、灌漑用水は欠くことのできないものである。それは、天水田の場合を除いて一般には池あるいは川、時にはそれらの両者を水源とし、それらの樋あるいは井堰すなわち取水口（或は樋口）から発するところの主要水路を通して供給される。しかし水田への水の供給は、主要水路から直接になされることは稀であり、主要水路から分岐する枝溝によってなされる。この枝溝、すなわち「溝」から直接間接に水が供給されるところの相互に隣接する幾筆かの水田の集合を「溝がかり田」と私はよぶ（第2図参照）。したがって、主要水路に沿って多数の「溝がかり田」が存在する。それらのすべてを「池がかり」あるいは「樋がかり」とよぶ。

「溝がかり田」においては、水はまず、「溝」に接した一筆に供給され、次いでその一筆から隣接の他の一筆に供給される。故に前者は後者にとって「溝」の役割をはたすわけである。このよう

な事情のもとにおいては、稲の品種を同じくし、水利、田植え、除草、防虫等、生産が同時に行なわれなければならない。このことは、「池がかり」あるいは「樋がかり」に関してもほぼ同じである。

上述のことによって、村の水田の存在形態は、水の利用上の最も小さなしかも基本的な単位であるところの「溝がかり田」の集合した形態をとることが理解できるであろう。長谷村においては以下の如くである。まず長谷村の用水路のシステムを図示する（第3図）。

「大池」と「猿山新地」はその上流の水の貯水池である。必要な時にそれぞれの池の「樋」（二排水口）を抜いて長谷川と猿山川に流す。これらの両川は村の西北部において合流するが、その途中に多数の井堰があり、そこから用水「溝」が派生する。そしてそれらはそれぞれの「溝がかり田」に接している。長谷川に沿って9つの、猿山川に

図2 溝がかり田と灌漑のモデル

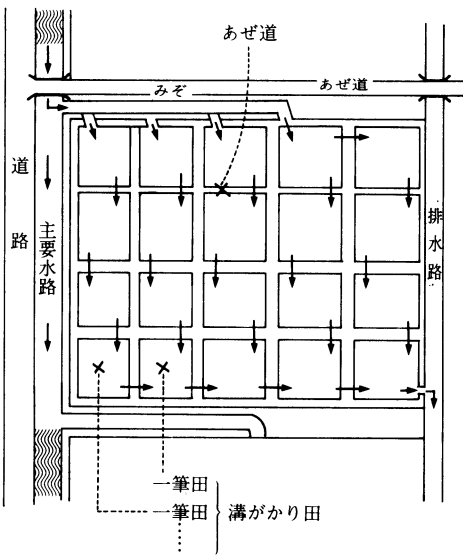
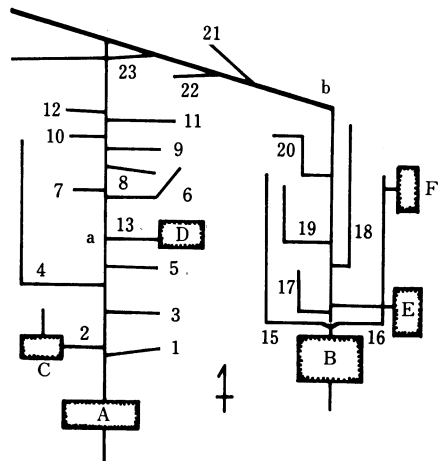


図3 長谷むら水路略図



- A. 猿山新池
- B. 大池
- C. 皿池
- D. 手立池
- E. 小畑池
- F. イヤ谷池
- a. 猿山川
- b. 長谷川
- 1. 新池井
- 2. 皿池井
- 3. 辻の端井
- 4. 辻の下井
- 5. 百刈井
- 6. ケチ山井
- 7. 大寅井
- 8. 四十刈井
- 9. 川原田井
- 10. 苗代井
- 11. 五十刈井
- 12. 森の下井
- 13. 手立井
- 14. 畑田溝
- 15. 本田溝
- 16. 一ノ井
- 17. 皿井
- 18. イヤ井
- 19. 田中井
- 20. ナメラ井
- 21. 清水井
- 22. 大井
- (23. 天水田)

沿って13の「溝がかり田」がある（その他に、この村では個人所者の小池から水を引く水田が数多くある。また天水による水田も存在する）。前者の9つの「溝がかり田」は、大池の「樋」から流出する所の長谷川によって水が供給されるので、それらは全体として大池「樋がかり田」あるいは「池がかり田」とよばれ、後者の13の「溝がかり田」は、猿山新地「樋がかり田」あるいは「池がかり田」とよばれる。

村の人々は、それぞれの「溝がかり田」を「一ノ井（がかり）」、「イヤ井」等、また「新池井」、「百刈井」、「四十刈井」、「苗代井」等とよぶ。各「家」の幾つかの水田は、これらの「溝がかり田」に分散している。この分散のしかたを「溝がかり制」と私は名づける。第2表は長谷村における「溝がかり制」を示す。

さて、次は各「溝がかり田」の内部に注目しよう。その中の各1筆は異なった「家」によって耕作されている。すなわちそれは「錯綜（混在）耕地制度」を示す。このような状態にある「溝がかり田」における生産は、各筆の耕作者の共同目標に向っての協同によって行なわなければならない。1つの「溝がかり田」には1つの共同志向の集団が成立せざるを得ない。そしてまたこの集団には一連の行動規範＝生産規範＝「溝がかり田」強制が成立する。この集団が目に見える姿を現わすのは、田植の前に行なわれる「溝さらえ」すなわち用水溝の掃除の時である。1つの「溝がかり田」を耕作する何軒かの「家」は、それぞれの耕作面積の広狭や筆数の多少に拘らず、必ず1人ずつの人間をこの仕事のために出さなければならない。「溝さらえ」の作業はこれらの人々の集団による共同労働によって行なわれる。要するに、「溝がかり田」の水田の占取関係すなわち「溝がかり制」を基礎として、「溝がかり田」には1つの共同労働集団が成立する。そしてこれは「溝がかり強制」をとまうのである。

ところで、各「家」はその水田を幾つかの「溝がかり田」に分散して占有しているのであるから、彼らは同時に幾つかの「溝がかり田」の共同労働集団の構成員である。各「家」と各集団との関係が相互滲透的にこのように錯綜した状態にある時、それぞれの「溝がかり田」の集団は独立した

ものではありえないで、それらを内包したより大きな集団とならざるを得ない（第4図、第5図参照）。

長谷村には、猿山川に沿った13の「溝がかり田」の共同集団を包含した「遠山組」と長谷川の9つの共同集団を包含した「本田組」とがある。しかし、これらの両組は相対的な独立性しか有しないのであって、これらの両者を包含した大集団に至って始めて組織化された独立の姿をとる。この根拠もまた「溝がかり制」にある。村民の内9軒の家の水田は、両川の「溝がかり田」に分散する。したがってこれらの9軒の家は両組のメンバーである。特にこれらの内の5軒は古い歴史を有し、村の内の最良の場所に居住し、次第に川上の土地を開拓してきたと考えられる有力な「家」である。

大きな集団は、その機能を充分にはたすためには組織化される必要がある。「猿山組」に2名、「本田組」に3名の「池番」とよぶ水利の役割をつとめる人をえらぶ。両組を包含した組織長の役割は長谷部落の区長がつとめる。このようにして組織化が進むと、2つの「組」や「溝がかり田」集団は分業班となる。具体的には、各溝の「溝さらえ」は同時に行なわれることができないので、作業の日時がこの組織によって調整され決定される。また水稻生産に関する諸事実はこの組織によって管理される。

この組織の性質について簡単に述べておきたい。各「家」の土地所有は私的なものであり、所有する土地の利用や売買は自由である筈である。しかしながら、水田における生産は、組織の定める諸規則に従わねばならない。また水田の売買についても次の如き村法がある。「本村所属地内ノ土地ハ可成他村人へ売渡サザル様相共ニカムルガタメ売却セントスル土地所有者ハ予メ区長ニ申出ツベシ 前項ノ申出ヲ為サズシテ売却決行シタル時ハ売却代金ノ百分ノ式ヲ徴収シ村ノ不動貯金トス」。

このような規制が存在するのは、「溝がかり制」という土地所有関係を基礎として生産が共同に行なわれているからである。この生産は自由で選択可能な生産とは言い難い。この組織は、各「家」が参加・不参加を自由に選択しうるところの純粋な組織集団ではない。それは、「溝がかり制」に

表 2 長谷部落溝がかり制 (上の数字は筆数を, 下の数字は面積を示す。単位は畝)

農家番号	猿山川水系溝掛かり田											長谷川水系溝掛かり田												
	新池井	皿池井	辻の井端	辻ノ下井	百刈井	ケチ山井	大寅井	四十刈井	川原田井	苗代井	五十刈井	森ノ下井	手立池	個人池	畑田溝	本田溝	一ノ井	皿井	イヤ井	田中井	ナメラ井	清水井	大井	自然水
地蔵																								
1				2 10.16		1 2.06		1 8.27		1 10.03														
3				3 6.18		4 22.12		1 8.15	2 16.28	2 7.02														
4				4 18.18						2 7.03			3 15.29											
8	6 44.27																							
20	5 8.16	6 22.17	3 7.22	6 40.18		1 11.21							4 27.01											
43				1 7.00	3 32.15	2 17.15						2 16.11												
45		1 0.22		13 39.23		1 14.00								6 18.04						1 15.27				1 5.24
2				4 5.00			8 28.17							3 9.27										
7									5 11.21	4 23.15										1 15.27				
46				2 10.15																3 9.27				
50				7 22.25				1 5.06	6 25.22													8 8.06		
薬師																								
13										2 30.28				4 21.00	2 3.10					6 45.03				
27					2 4.12									2 28.28	4 12.21									
30											1 7.18			3 13.06	9 29.03		1 8.16		2 11.00				1 21.00	
31					1 8.24						1 18.18			1 1.21	20 64.06				3 21.17		2 15.23	4 16.27	3 20.27	
40														11 66.00										
42								9 44.27						6 60.10	12 38.04					1 6.27				
44								1 5.00				3 21.19		1 12.28	6 20.15						2 14.17		1 4.21	
中																								
9														10 34.14	4 35.18		6 42.00							
15													6 23.15		2 16.09		16 66.23							
21																6 37.04			3 19.03					
25													5 15.09	5 17.22	2 21.18		5 26.09	1 2.09	1 4.02					
28													4 10.14	11 36.19			6 6.15		1 11.21					
29													3 23.06	7 24.27			6 33.06	2 4.00						
34													7 23.12											
35													14 38.14				11 61.00							1 2.03
41													3 6.24				1 2.06		8 10.28	7 7.06				
47													10 10.14				2 18.01							
畑																								
10													1 18.03		2 17.23		10 42.22							
11															7 40.09		1 16.06							
12													13 77.11											
22													4 16.15		3 18.20		3 16.03							
23													10 49.07				5 21.03							
32													1 6.27		3 18.27		2 6.22							2 15.05
33													9 65.10				1 1.00							
36															8 28.07		4 42.25							
39														10 57.28	3 24.02									2 8.22
上																								
6																15 102.21		1 7.09						
16													8 17.16			2 2.18		1 3.06						
37													4 15.11	7 52.29	8 12.09	1 24.25								
38														19 177.06		1 12.24								2 5.15
48													6 18.06	15 84.03	1 99.20	6 17.07								2 5.16
51															14 85.00				2 2.16					
52															8 62.05	1 2.16	2 9.09							2 14.25

規制されて、各家が好むと好まざるとに拘らず参加し共同に行動しなければならないところの共同態の性質を有するものであり、この組織は村落の

規模の共同態=村落共同態とよばれるべきものである。私は村の社会的統一性を説明しようとする時、この村落共同体を成立せしめる論理を最も基

図4 溝がかり制

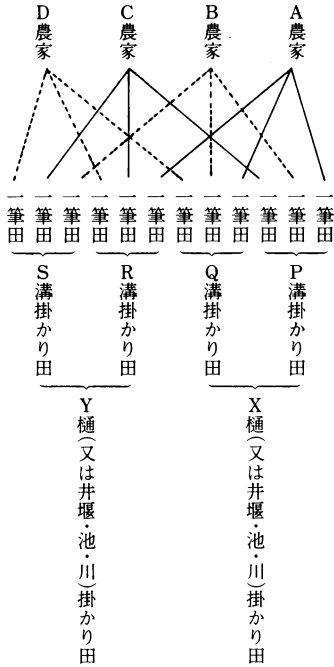
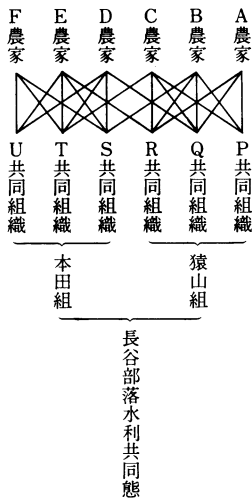


図5



本的なものとするのである。

中世のヨーロッパの村落は、「耕区制」を基礎とする混在耕地制をもっていた¹⁰⁾。イギリスにおいては囲い込み運動によりそれは早期に消滅した。しかしフランスやドイツ西部ではそれが残存した。ドイツに関してフリードリッヒ・リストは、彼の著書 *Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung*, (1842) において、集住的村落制度と共に *Gemengewirtschaft* の存在を指

摘し、農地改革を論じたのである。日本の戦後の農地改革は、寄生地主的土地所有関係を解体したが、「溝がかり田」を基礎とする混在耕地制は未だ一般的には解消しないで残在しているのである。

村の一体性をもたらすものとして、私は次に私的に所有される山林の存在形態をあげる。村の山林は、幾つかの「山」（論理的には溝がかり田と同じ意味をもつ）に分けられ、「山」は多くの小地片に細分化されている。各「家」の所有する山林は、それらの「山」に分散しているのである。この事情を基礎にして、水田の場合と同じ論理によって、私有山林に関する村落共同態と諸強制が成立するが、詳細な点ここでは省略せざるを得ない。

村の道路や橋は、村人の各家屋から「溝がかり田」や「山」に通じる交通路として、また溜池や川は「溝がかり田」に通じ、用水を供給する所のもの、あるいは悪水路として、すべての「家」によって利用されるものであるから、それらは村全体によって所有され管理される。したがって、道路や橋の修理（それは「道普請」とよばれる）のための村落共同態、溜池や川および「溝」の管理のための前述の村落共同態、私有山林の共同管理のための村落共同態、そしてまた村の共同生産と共同生活を守るところの「村氏神」を祭るための村落共同態（「宮座」或は「氏子」組織）等の機能別の村落共同態が存在し、それらが累積している。その土台は前述の如くである。

これらの村落共同態はそれぞれ共同態規制をとまっており、共同態員はそれらの社会規範に従って行動しなければならない。新しく村に来た者は、長谷村においては、これらの社会規範にしたがった義務的行為を30年間続けなければそれらの村落共同態に参加する権利を取得しうる資格を得ることができない。彼は、その権利を取得しうる資格を得た後に、すべての村落共同態によって構成員となることを認められることが必要である。これらの諸条件を満たして始めて、村の入会地の利用が許される。故に、村には村落共同態のメンバーではなく、したがって入会地を利用できない「家」も存在する。第4表における(49), (26), (53)番等の農家がそれである。

日本の村は村の入会地を有することが多い。この所有の主体は「村落共同態」の累積体である。この主体およびその所有の性質について、中田薫博士はその著書『村及び入会の研究』において、法社会学の立場から論じている。彼はドイツの村が中世後半以来 Genossenschaft から Körperschaft の性質を帯びるに至ったことを述べ、日本の村落共同態は Körperschaft¹¹⁾ に似ており、その財産の所有は団体的総有に近いと述べている。

長谷村には村の周辺部に約67ヘクタールの村の入会地が存在する。これ以外に神社、寺院、境内地、部落が管理する田畑、若干の宅地、建物、溜池、河川、道路等も部落有財産である。そして、これらに関する従来の慣行が成文化された1955年の「部落有財産に就ての定め」には、部落有財産に対する権利を取得するための諸条件、部落有財産より生じる収入金の配分方法、部落者財産の権利の喪失および復活の規定、および権利を有する「家」の姓名が明記されている。これによって考えると、部落有は、権利を有する「家」のすべてによる総有であり、中田博士の指摘するごとくである。

第五章 村落共同体

さて、このような村落共同態が累積して統一を保ち自主自律性を有するとき、私はそれを「村落共同体」とよぶ。それは具体的には自治組織を有する自治体あるいは自治村である。これは一定の権利と義務を有する「家」によって構成されている所の「家」連合であり、鈴木博士の云う「自然村」である。

かつての行政村であった長谷村には2つの「村落共同体」が存在した。すなわち「長谷村共同体」と「芝辻新田村共同体」である。後者について詳しく知ることのできる史料がないのが残念であるが、それが存在した場所は大池の上流に沿った地区である。1897（明治30）年4月に両者は「合併契約書」を交換して合併した。当時、芝辻新田には既に4軒の家しかなかった。合併までは、芝辻新田村落共同態は長谷村村落共同態に対し入会山の使用料を支払っていた。この合併によって長谷村は1つの「村落共同体」になったのである。村はその機能をはたすためその首長をえらぶ。彼は、現在一般に「区長」とよばれ村落共同体の長であ

ると同時に、行政村（宝塚市の行政上の末端組織）の長でもある。その下に各「村落共同態」の仕事を担当する委員、すなわち「池番」（水利のための委員）、山林保護委員、道路委員、「氏子壇徒総代」（村氏神と村人のための寺を世話する委員）等をおき、村落共同体としての自治活動を行なう。現在は自治機能が弱くなり、行政上の機能が増加している。長谷村は行政上5つの地区に分けられ、5つの「隣保」が構成され、それぞれに輪番制の長をおく。「区長」は、これらの人々を通じて上部機関からの伝達事項を村民に伝える。「区長」は、その命令にしたがって村の雑用をすところの「あるき」とよぶ助手を有している。なお、農業を営むすべての家が「農会」を組織しており、その長たる「農会長」をえらんでいる。彼は「区長」と相談することが多い。

以下において「村落共同体」の歴史的成立について簡単に述べる¹²⁾。17世紀の初頭からその50年代までの村は、初期「本百姓」によって構成せられていたと考えられる。徳川時代には、1つの耕地に領主の土地所有権と農民の土地所有権とが二重に存在した。「本百姓」とは農民的土地所有権を有するものであり、具体的には、耕地、屋敷と家屋、山林採草地の利用権等を有した。しかしまた彼は同時に、年貢の貢納の義務と夫役をはたす義務を有していた。「本百姓」の「家」は、直系家族員のみならず傍系家族員あるいは傍系の家族をも含み、また「下人」をも有していた。「本百姓」の「家」であるところの「本家」は傍系の家族に家長権の一部と分与地を与え、新しい「分家」を創設した。「本家」は自立のための諸条件を有しない弱い「分家」を庇護し、「分家」は「本家」に奉仕した。このような「本家」と「分家」との集団を「同族団」とよぶ。これは生産と生活の共同態であった。この「同族団」は、血縁関係をもっていない所の「家」（＝「本家」に従属する「家」）を含むこともあった。

それ故に、初期「本百姓」を構成メンバーとする村は、事実上は初期「本百姓」を「本家」とする「同族団」の連合であったと思われる。

長谷村の残存せる1679年の検地帳および1799年の村明細帳によれば、1672年までに、13の池と溝および22の小池が造られ、事実上2.4ヘクタール

以上の、数字上は約1.5ヘクタールの新水田が造成された。一般的に云えば、1650年から80年迄の間は、生産物の内、領主取分に比し農民の取分が増加し、また米以外の特産物が開始された時期である。このような状況の中で、「本家」も「分家」も耕地面積を少しずつ拡大し、特に「分家」はその「本家」からの自立の程度を高めてきたであろう。このような「分家」は、次第に村と領主に認められた「本百姓」になっていった。「本百姓」が増加した契機は1673年の「分地制限令」であった。これは所有地が多くない「家」が「分家」を創設することを禁じたものである。しかしこれによって、これ迄に既に事実上創設されていた「分家」が「本百姓」として領主に認められることになったと思われる。また、この頃から農民の間に男子長子相続制が行なわれるようになったらしい。

「分家」は「本家」の庇護のもとにあって村の構成員としての権利をもっていなかったが、「分家」が自立し「本百姓」となる過程においてそれを要求した。かくして村は、従来の「本百姓」と新「本百姓」とによって再構成され、また村の山林は彼等の総体としての所有となった。勿論、この過程は旦々たるものではなかった。徳川時代の中期以前にこのように再構成された村あるいは村落共同体が、いま我々が問題としている村落共同体の原型である。先に私が村落共同体の基礎事情として述べた所の「溝がかり制」は、「本家」が土地の肥沃度や危険の分散を考慮して「分家」に土地を分与することによって、そしてまた各「家」が共同労働によって新しい水田を造成しそれを分割所有した過程に生じたと考えられる。新「村落共同体」は、17世紀の最後の30年間に成立したと考えて大きな誤りはないであろう。

第六章 村の階層・階級構成

18世紀以降、商業的農業の発展と農村における商業と工業の展開によって農民層は分化した。農業、商業、工業の多様化という社会的分業が地域的に現われると同時に、多くの村を包含した局地的市場園が生じた。このような経済的变化の過程において、農民の土地喪失、とりわけ初期「本百姓」の系譜を有する「家」が没落することもあった。日常生活における種々の社会関係の変化が、村落

内のみならず村を超えたより広い地域社会に生じた。しかしながら、そのような状況の中で、種々の権利をともなっている身分を喪失しないための努力、すなわち経済的格差の縮小によって生じた「同族団」の再編成（「本家」と「分家」間の庇護・奉仕のシステムから、同じ系譜につながる経済的にほぼ同格の「家」の間の相互扶助と集団保障のシステムへ）、および「村落共同体」のメンバーシップの再確認とメンバー以外の者の差別視の制度化が行なわれた。1760年から80年の間は、再び「村落共同体」の再組織化および規制の強化の時期と考えられる。私の発見した残存記録によれば、福知山市北方の二俣部落の「株講」は「同族団」の再編成の形態として1773年に生まれた。また北原部落の村氏神である熊野神社の「えぼし銀覚え」（神社の祭祀組織に加入する時に記入する帳面）は、1772年に始まっており、今日迄記入され続けてきた。

19世紀にはいれば、上述の変化は更にはげしくなり、地域社会はより広く拡大した。土地を集積した者と喪失した者との間に地主—小作関係が増加し、地主は彼自身の手作り地を縮少し始めた。小作料への寄生の萌芽形態が現われた。小作人は、彼の生活が困窮し、彼の「本家」や「同族団」が彼を助けることができなかった時、有力な地主に生活上の扶助を頼んだ。地主が小作人の労働力の

表 3

階 層	戸 数
a	2 (○ 2)
b	8 (○ 6)
c	27 (○ 16)
d	9
e	5
f	1
g	4
h	4
i	1
不 明	1
計	62

提供を期待し、小作人が地主のために働き、かつ奉仕し、その温情を期待する時、「親方」と「子方」との関係が成立した。「親方」は「子方」を支配すると共に庇護し、「子方」は「親方」を庇護者とすることによって、自らの生活を維持し、自らの社会的地位を保った。

これらの関係は19世紀の中頃に始まると考えられるが、それが完全に開花したのは明治時代の1880年以降であった。そして寄生地主による村落およびより広い地域社会の支配が確立した。その基礎は、「溝がかり制」を基礎とする土地所有と水利支配であった。土地所有者たることは、強力な社会的政治的勢力であった。1927年頃に小作農の運動が組織化され、小作料の減免が目標とされ

たが、上述の基本的な点は変らなかつた。そしてこのような状況は第2次世界大戦後の1946年迄続いた。

1947年から数年間に行なわれた農地改革は大多数の農民を自作農にしたが、しかし経営耕地面積は改革前と同じ広さに保たれたので、農業経営上の優劣は残った。1955年頃は農業の機械化は未だ言うに足りない程度であったので、私は農村内の階層および階級区分の主たる指標として、各「家」の経営耕地面積の広さと農業労働者を雇用する日数、他の農家への被雇用日数、兼業の種類、および山林所有面積とを用いた。かくして析出されたものは次の如くである。(a)富農層(資本家的経営の萌芽形態)、(c)中農層(原則として家族労働力

一雇 備 日 数 別

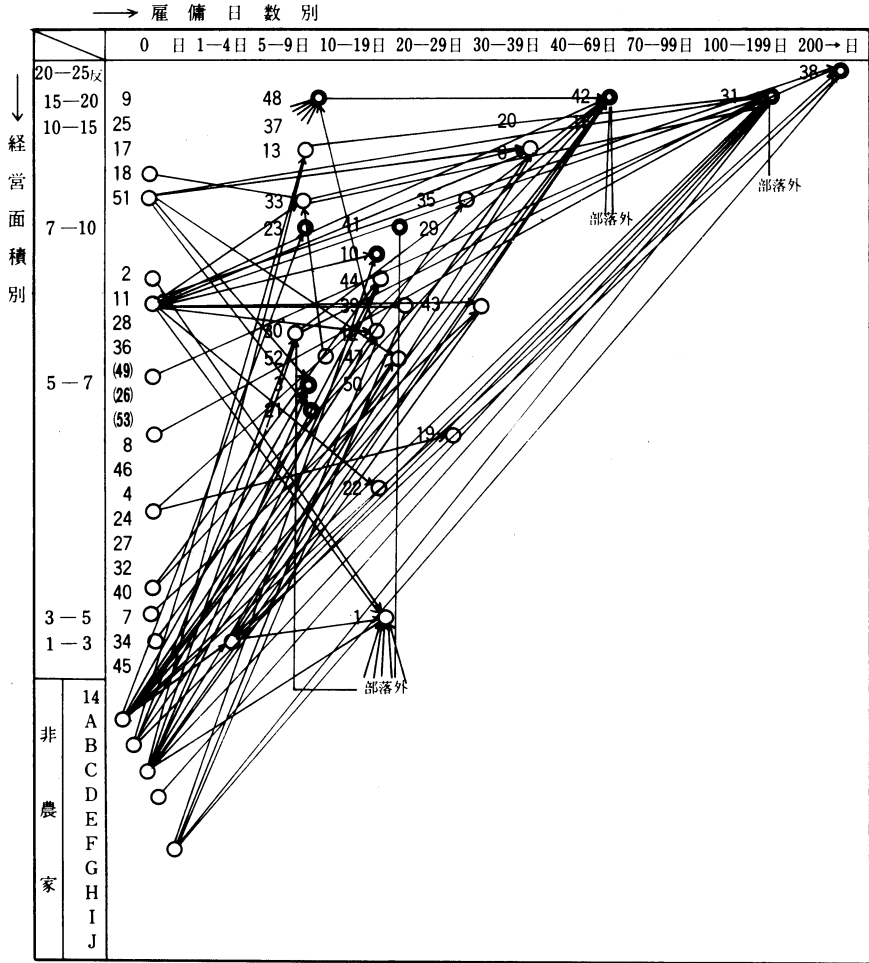
表 4

	0日	1-4日	5-9日	10-19日	20-29日	30-39日	40-69日	70-99日	100-199日	200-299日
↓ 経 営 耕 地 面 積 別	20-25反									38○ a 1886.16
	15-20	9 c 畝 1303.20		48○ e 472.12			42○ b 764.18		31○ a 3463.21	
	10-15	25○ c 43.19		37○ e 156.10			20○ b 265.29	15○ b 766.26		
		17 c 1177.11		13 c 584.17			6 b 627.11			
		18 c 947.14								
		51* c 114.28		33* d 0		35* b 339.29				
	7-10			23○ c 315.12	41○ c 577.00	29○ b 458.14				
				10○ c 189.25						
		2 c 476.12		44 c 323.11						
		11* c 40.09		39* c 248.19	43* b 3.01					
		28* c 161.21		30* c 161.25	12* c 74.05					
		36* c 255.19		52* c 105.05	47* c 59.08					
	5-7	(49)d (26)d		3○ c 34.18	50○ c 722.07					
		(53)d		21○ e 173.12						
		8 c 156.14			22* c 119.05	19 b 477.10				
		46 d 45.15								
		4* d 0								
		24* d 0.10								
		27* d 5.28								
		32* d 42.04								
	40* e 764.24									
3-5	7 e 16.08			1 i 7.03						
1-3	34* e 0	16* e 41.23								
	45* e 0									

○印 改革前の地主
*印 改革前の小作人
()印 戦後の入村者

非 農 家	
14	e *
A	f
B	g
C	h
D	g
E	h
F	h
G	g
H	g
I	h
J	?

表 5



のみで行なう経営) および(b)中農上層, (d)貧農であり半ばプロレタリアである層, および(e)その下層, (f)農業プロレタリア層, (g)農村プロレタリア層(農業以外の産業に雇用される村の住民), (h)小商人, (i)職人等である。(第3表参照。○印は在村耕作地主の過去をもつものである)。階層および階級区分の最初の2つの指標をクロスした表に、他の指標を考慮してそれぞれの「家」を位置づけたものが第4表である。

また、小資本家—賃労働者関係すなわち農業労働者を雇傭する「家」とやとわれる「家」との具体的な関係を示すのが第5表である。

これらのうち、aとbとの層だけが農業経営において上昇しようとする意欲をもっており、また「村落共同体」の運営をリードしている。しかし彼等の内、より優位にあるのは農地改革によって

解放されなかった山林を有する所の在村耕作地主の過去をもつ農民である。c, d……の層は、発展しつつある第2次、第3次産業および官公庁や農業協同組合の職員や労働者に転化しつつあり、村落は解体の方向を示している。

しかし、「村落共同体」は簡単には完全な解体に至らない。その窮極的な理由は、私の見解によれば、一般的にはなお水田の「溝がかり制」が残存し、「村落共同態」の基礎が崩れていないという点にある。

前述のごとく、フリードリッヒ・リストは1842年に、ドイツ西部に関して集約的な村落制度と交錯圏経営とのために「小人経済」が蔓延したことを指摘した。現在の日本の農村について、私は同じ点を指摘することができる。

〈注〉

- 1) 有賀喜左衛門, 「村落共同体と家」, 『村落共同体の構造分析』所収, 1956, 28頁。
- 2) 上掲書, 43頁。
- 3) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』, 1940, 27頁。
- 4) 上掲書, 100頁。
- 5) 上掲書, 98頁。
- 6) 上掲書, 27頁。
- 7) 上掲書, 28頁。
- 8) 上掲書, 28頁。
- 9) H. Yoden, "The Village Community in Japan", Kwansai Gakuin University Annual Studies, Vol. XIX. 1970, pp.55-65.
- 10) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1924, S.22 参照。
日本の村落の研究に, このような視点から問題を提起したのは, 大塚久雄『共同体の基礎理論』, 1955である。特にその102頁を参照のこと。
- 11) Körperschaft は, 組員総体の人格と組員の人格とが, 互に不則不離の関係を保持している所の総合人 (Gesamtperson) である。総体の単一権 (利) と組員の複多的特別権 (利) との結合を許す所の団体である。従ってまた, Körperschaft の財産も, 其総体に専属するものではなくて, 総体と組員との間に其所有権の内容がある関係において分属しているのである。(中田薫, 『村及び入会の研究』, 40-41頁)
- 12) 日本の農村に関する英文の著書, Thomas C. Smith, *The Agrarian Origins of Modern Japan*, 1959は, 私の論文のこの部分を理解するためのよき参考書であろう。

付記) 十数年前に, マーシュ氏によって, 日本の社会学上の数編の論文が選定され, アメリカにて出版の計画があった。本稿は, その依頼に応じて私が原稿を作成し, 広島大学の石井氏が翻訳した時のものである。この計画はその後実現せず, 今日に至ったので, 今改めて活字にした。